

特例県第2種施設について（「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」より）

条例の条文

(特例県第2種施設)

①

第16条 県第2種施設のうち次に掲げる施設の施設管理者は、第9条の規定にかかわらず、法に規定する措置を講ずることで足りるものとする。ただし、当該措置を講じない場合は、当該措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項
第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設
- ② (2) 事業の用に供する床面積から食品の調理の用に供する施設又は設備に係る部分を除いた部分の床面積の合計が100平方メートル以下の飲食店
- (3) 事業の用に供する床面積の合計が700平方メートル以下のホテル、旅館その他これらに類する施設
- (4) 法第28条第7号に規定する喫煙目的施設
- (5) 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設のうち屋内全部を喫煙可能室とした施設（第2号に掲げる施設を除く。）

次ページ参照

補足説明

- ① 「たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準」を満たせない（屋外排気ができない）場合、経過措置の適用を受けることができる、ということです。
なお、経過措置の詳細については、「技術的基準の経過措置」のPDFファイル（「受動喫煙防止対策」のページ内）をご覧ください。
- ② ここでいう面積は、事業所の床面積（店舗総面積）から調理場の部分を除いた面積であり、『客席の面積』だけでなく、通路、トイレ、レジ等、調理場以外の部分を合計した面積になりますのでご注意ください。

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる営業又は同条第11項に規定する営業の用に供する施設」の詳細

風俗営業等 の区分	説明 主な構造及び設備の技術上の基準（風営法施行規則第8条）
風営法第2条第1項第1号営業	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
第2号営業	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を10ルクス以下として営むもの（いわゆる低照度飲食店）
第3号営業	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの（いわゆる区画席飲食店）
第4号営業	マージャン屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
第11項営業 (特定遊興飲食店営業)	ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興させ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る）で、午前6時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く）

（「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例逐条解説」より）